

No	御意見	回答
1	本則の表以外の部分中「対応する」を「順次対応する」に改め、「その標記部分が異なるものは」を削る。	「順次対応する」に改める御意見は反映させていただきます。「その標記部分が異なるものは」を削る御意見については、原案の記載方法も多く存在することから原案の通りいたします。
2	以下、意見をを行う。 >様式第一の二（第四条関係、第九条関係） 内容的に重要性があるものであるので、押印（外国人にあっては署名でも可）又は電子署名を付す事にさせ、また法人にあっては法人番号の記載を行わせるようにすべきと考える。 >様式第二（第八条関係） 役職者又は機関についての印章があるとよいのではないかと考える。 （おそらく、担当部署の印章があるとよいのではないかと考える。） >様式第四（第九条関係） >様式第五（第十二条関係） >様式第十一（第十六条関係） 内容的に重要性があるものであるので、押印（外国人にあっては署名でも可）又は電子署名が付されるようにする方がよいのではないかと 思われた。 意見は以上である。	御指摘の点については、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）の方針に基づき、押印欄を設けないこととしております。